

河川空間の占用

1. 河川敷の占用許可とは
2. 河川敷地占用許可準則について
3. 河川空間のオープン化について
4. ミズベリング・プロジェクトについて
5. 海外における河川利用の事例

1. 河川敷の占用許可とは ①

公物の使用関係

一般使用(自由使用)

公物が一般公衆の自由な使用に供される。
何人も許可その他の行為を待たずに自由に使用

特別使用

許可使用

一定の公物の自由使用を一般的に禁止し、
特定の者についてその禁止を解除してこれを行
うことを許可

- ・ 河川法第26条: 工作物の新築等の許可

特許使用

特定の者に対して特別の排他的・独占的に使用
する権利を設定

- ・ 河川法第23条: 流水の占用の許可

第24条: 土地の占用の許可

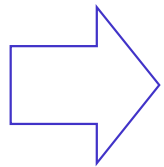
1. 河川敷の占用許可とは ②

河川は公共用物であり、本来公衆の自由な使用に供されるべきものである。

しかし・・・

一般公衆の使用を増進する場合や、社会経済上必要やむを得ない場合には、河川法第24条の占用許可を与える。

審査をするにあたっては、
河川管理者の恣意性を排除するために統一的な審査基準が必要



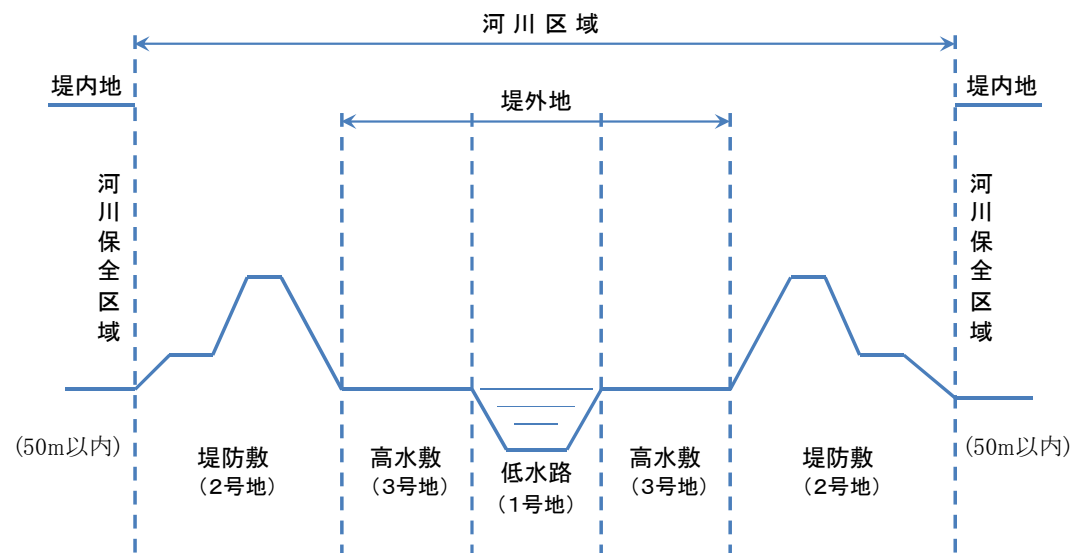
S40年 『河川敷地占用許可準則』(事務次官通達) を発出
(以降、社会情勢の変化に伴い順次改訂)

●河川法第24条(土地の占用の許可)

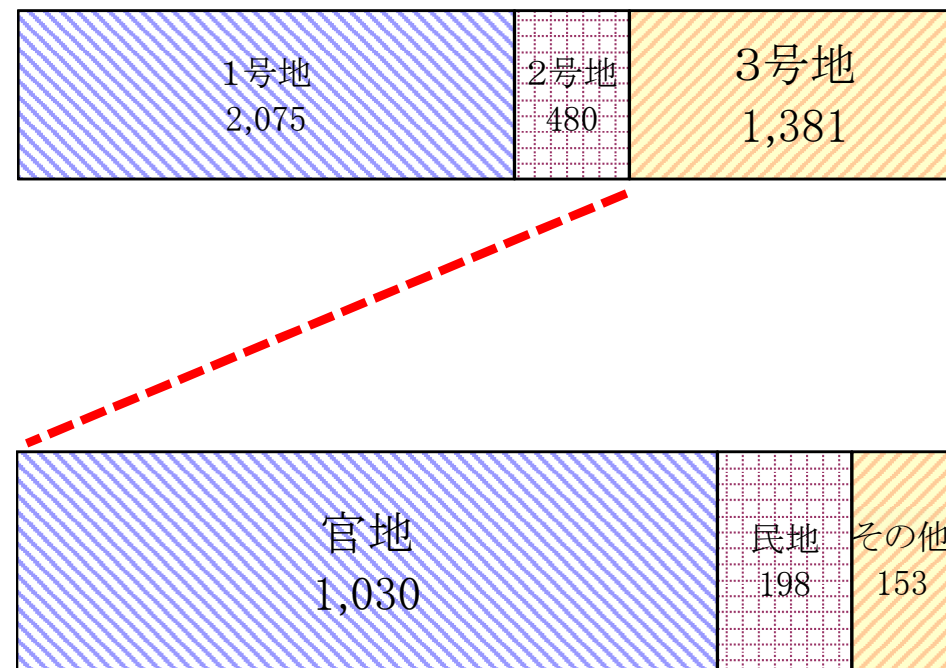
河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を得なければならない。

1. 河川敷の占用許可とは ③

河川一般図（横断図）



●直轄河川における区域別面積（km²）



●直轄河川の目的別占用面積（km²）



※「その他」はグライダー場、船舶係留施設など。

2. 河川敷地占用許可準則について ①

原則：以下の全てを要件を満たすことで占用許可することができる。

- ・占用主体が公的な団体であること。

地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人 etc



- ・占用施設が河川利用の増進につながるものであること。

公園、鉄道橋梁、鉄塔、ケーブル、遊歩道、花壇 etc



- ・各種基準に適合していること。

治水または利水上の支障、他者の利用の確保、環境ゾーニングとの整合 etc

2. 河川敷地占用許可準則について ②

占用主体

原則として公的な団体を占用主体とする。

国又は地方公共団体

独立行政法人都市再生機構等の特別な法律に基づき設立された法人

鉄道事業者、電気事業者、電気通信事業者等の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設の整備を行う者

河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

ただし、必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする

2. 河川敷地占用許可準則について ③

占用施設(1)

河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設



野球場(荒川)

- ・公園、緑地又は広場
- ・運動場等のスポーツ施設
- ・キャンプ場等のレクリエーション施設
- ・自転車歩行者専用道路

公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

- ・道路又は鉄道の橋梁又はトンネル
- ・堤防の天端又は裏小段に設置する道路
- ・水道管、下水道管、ガスパイプ、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブル
- ・地下に設置する下水処理場又は変電所
- ・公共基準点、地名標識、水位観測施設



鉄道橋(荒川)

2. 河川敷地占用許可準則について ④

占用施設(2)

地域防災活動に必要な施設

- ・防災用等ヘリコプター離発着場
又は待機施設
- ・水防倉庫、防災倉庫その他水防・
防災活動のために必要な施設



水防倉庫(安倍川)

河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

- ・遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
- ・河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発
事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ・地下に設置する道路、公共駐車場
- ・売店(周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る)
- ・防犯灯

2. 河川敷地占用許可準則について ⑤

占用施設(3)

河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設



親水公園(多摩川)

- ・河川教育・学習施設
- ・自然観察施設
- ・河川維持用具等倉庫

河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- ・公共的な水上交通のための船着場
- ・船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む)。
- ・荷揚場(通路を含む)。
- ・港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設



暫定係留施設(新中川)

2. 河川敷地占用許可準則について ⑥

占用施設(4)

住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設



通路(荒川)

- ・通路又は階段
- ・いけす
- ・採草放牧地
- ・事業場等からの排水のための施設

周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- ・グライダー練習場
- ・ラジコン飛行機滑空場



グライダー練習場(鬼怒川)

2. 河川敷地占用許可準則について ⑦

占用許可に係る基準

治水上又は利水上の基準

治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない

他の者の利用との調整等についての基準

他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない

河川整備計画等との調整についての基準

河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない

土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準

河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない

2. 河川敷地占用許可準則について ⑧

占用の許可の期間

グライダー練習場、ラジコン飛行機滑空場等周辺環境に影響を与える施設

5年以内

左記以外のもの

10年以内

注) 許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失う

継続的な占用の許可

適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査する

一時占用の許可

工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる



一時占用の例(花火大会)

2. 河川敷地占用許可準則について ⑨

包括占用の特例

H11. 8 創設

H17. 5 「包括占用利用の手引き」を策定・周知

通常占用

・施設、設置場所等、個別に占用許可

・工作物、栽植は、その都度申請し、設置

包括占用

・一定の区域を地方公共団体等に占用許可

・許可後に具体的利用方法を決定

・公的主体と使用契約を締結した施設設置者も使用可能

・一定の工作物及び栽植は、申請した範囲・数内で自由に設置

包括占用のイメージ図



ベンチ



売店



トイレ

地方公共団体等の創意工夫を活かした河川敷地の利用が可能

3. 河川空間のオープン化について ①

	改正の概要
昭和40年 12月23日	原則、占用は認めない ※許可は公共性の高い施設(公園、運動場等)に限定
昭和58年 12月 1日	技術的な基準の緩和
平成 6年 10月17日	面的占用に加えて、「工作物占用が可能な施設」の例示 (橋梁、工場排水施設、船舶係留施設)
平成11年 8月 5日	包括占用制度の創設 許可時の地元市町村の意見聴取 占用主体及び占用施設を分類化
平成17年 3月28日	オープン化の社会実験
平成23年 3月 8日	オープン化を正式導入

社会ニーズに合わせて徐々に占用の範囲を拡大

3. 河川空間のオープン化について ②

原則は・・・

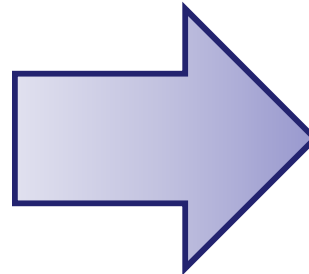
公的主体による公的利用に限定

占用施設

・公園、橋梁、電柱 etc

占用主体

・自治体、公益事業者 etc



オープン化すると・・・

地域の合意をもって、河川管理者がオープン化区域を指定

→営業活動が可能に

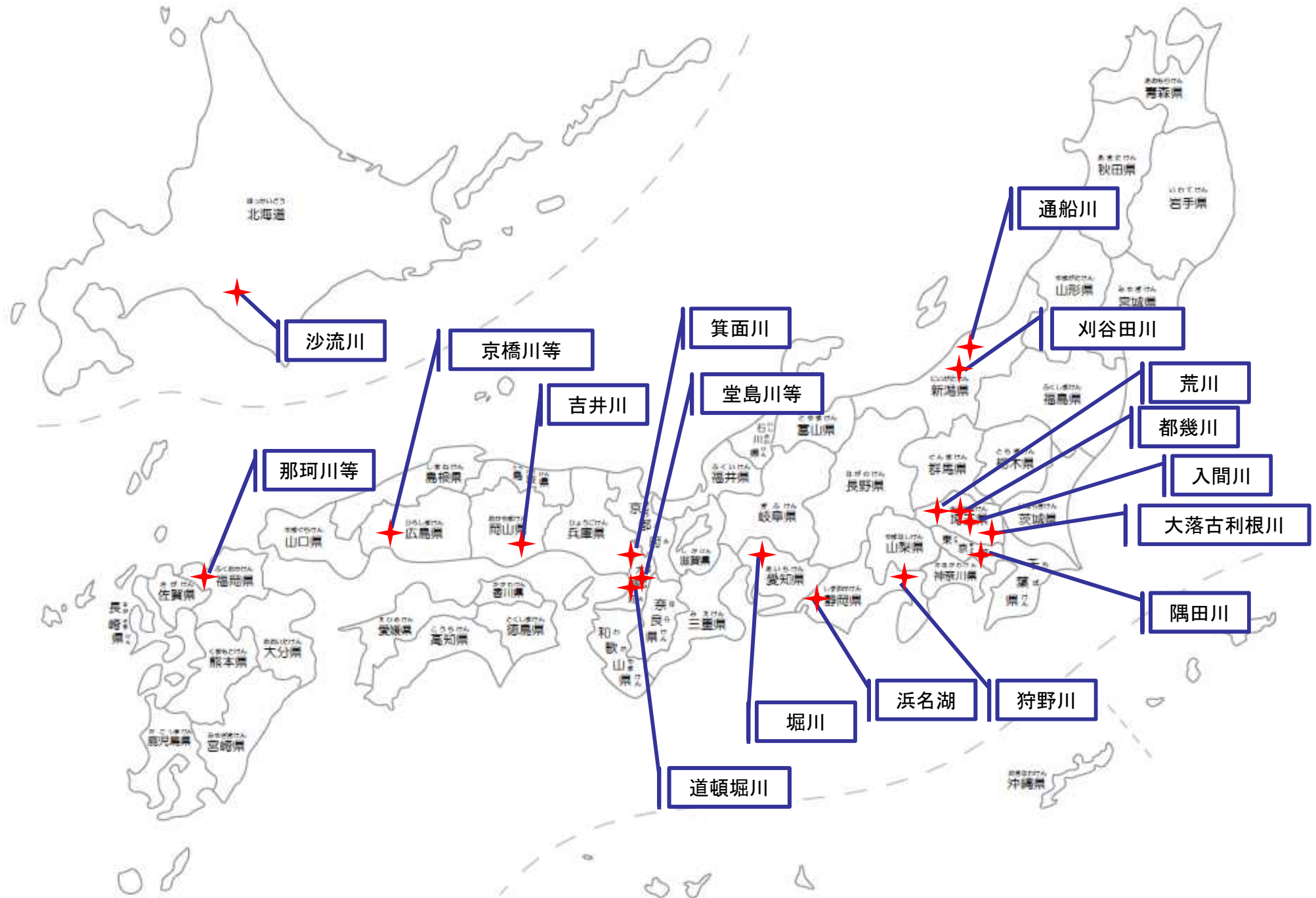
占用施設

・飲食店、オープンカフェ、照明、音響施設、バーベキュー場 etc

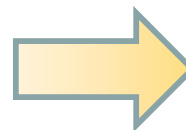
占用主体

・協議会で認められた民間事業者

3. 河川空間のオープン化について ③



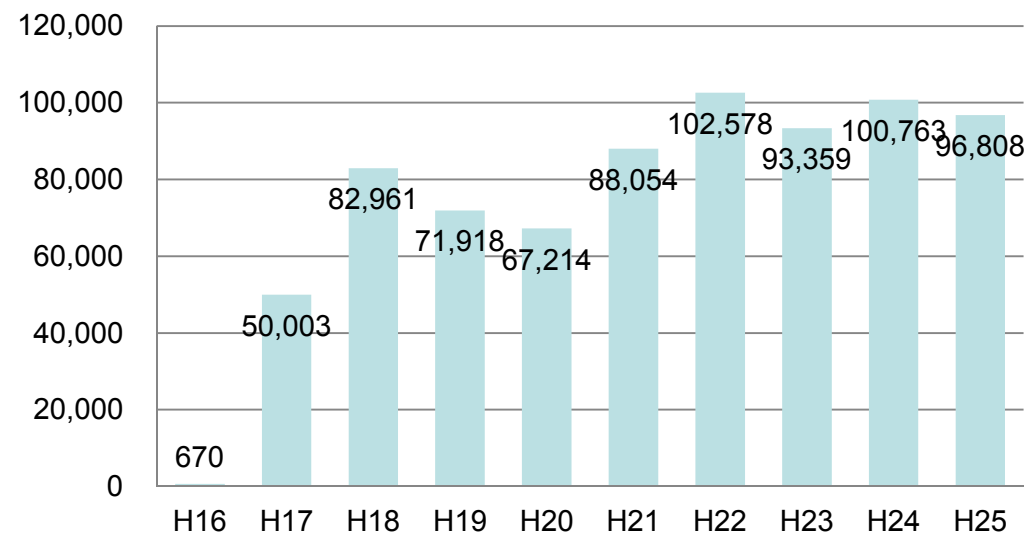
3. 河川空間のオープン化について ④



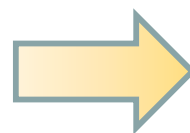
★広島市の京橋川では、カフェ・イタリア料理・洋菓子店など全部で7店舗が営業中。

★毎年約10万人の利用者があり、水辺に新たな魅力を創生。

京橋川の店舗利用者数の推移

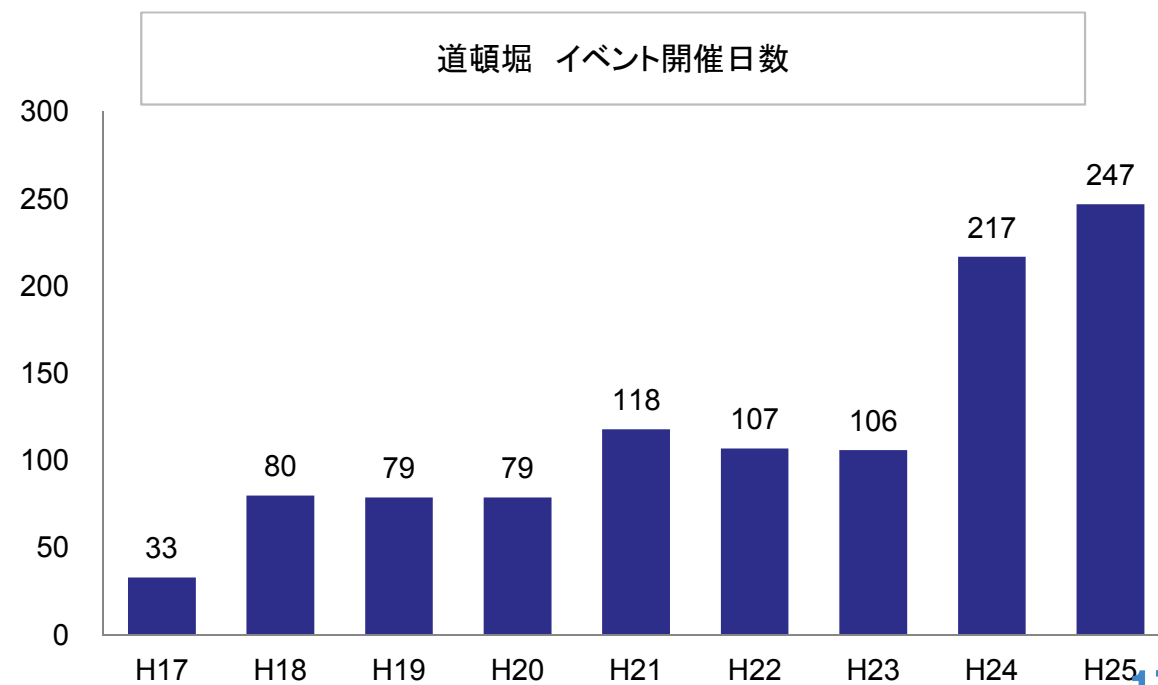


3. 河川空間のオープン化について ⑤



★大阪市の道頓堀川では、水辺空間でのイベント開催。

★平成25年には平成17年の7倍以上となる約250日／年にのぼる開催日数があり、水辺に新たな魅力を創生。



3. 河川空間のオープン化について ⑥

- ・隅田川に都内で初めて民間事業者が河川敷地を活用したオープンカフェ2店舗が営業開始
(平成25年10月)



オープンカフェ来客者数

10万人突破!

(2店舗合計)

(平成25年10月～平成26年9月)

- ・河川の管理用通路を活用して飲食店の営業を行う「かわてらす(川床)」を試行。

現在、隅田川及び日本橋川で事業者を募集中。

※平成26年3月、日本橋川に隣接する日本料理店に「かわてらす」第1号が開設。順次、展開予定。



3. 河川空間のオープン化について ⑦



バーベキュー広場(埼玉県 都幾川)



オープンカフェ(静岡県 狩野川)



川床テラス(大阪府 土佐堀川)



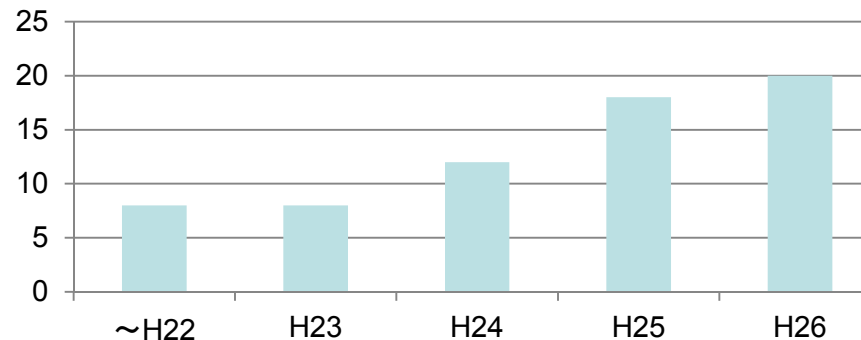
周遊クルーズ、イベント施設(徳島県 新町川)

3. 河川空間のオープン化について ⑧

○現状と取り組み状況

- ・大阪や広島の取り組みが民間利用の先行事例。最近では東京のオープンカフェ、川床等の実績があり、徐々に事例が増加している。
- ・しかしながら、必ずしも河川のオープン化が民間事業者十分に浸透している状況とは言い難く、その利用は一部に留まっている。

オープン化区域 指定件数(累積)



※H22までは社会実験の区域数

➤現在の取り組み

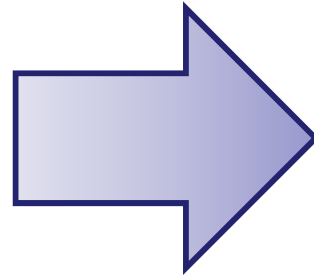
- ・各地方整備局に窓口を設置し、相談に応じている。
- ・ミズベリング・プロジェクトを実施し、一層の周知・広報に努めている。

➤より一層推進するための取り組み

- ・全国での取り組み状況を調査し、その結果を取りまとめ共有する。
- ・先進的、効果的な取組事例については、PRを積極的に行い、他地域への展開を図る。
- ・河川利用者からの意見を聞き、促進するうえでの課題の把握を行う。
- ・課題への対応策を検討し、その結果を取りまとめ共有する。

4. ミズベリング・プロジェクトとは ①

平成15年度より、オープン化の社会実験を開始



平成23年度、社会実験の効果を確認し、オープン化を正式制度化

平成25年度より、河川の賑わい創出するため「ミズベ（水辺）＋リング（輪）」＝ミズベリング・プロジェクトを始動。

不動産・飲食・交通関係の企業や水辺利用に取り組むNPO等との官民連携により、オープン化制度を含め様々な手法で水辺の賑わいを創出する。

具体的には・・・

わかりやすいパンフレットやウェブページによる利用促進の啓発活動

外部の有識者からなる懇談会を開催して、水辺の未来創造メッセージ集を作成

ミズベに関心の高い方たちと水辺の将来を語りあう交流会を開催

オープン化の成功事例を共有

4. ミズベリング・プロジェクトとは ②

我が国でも、浮世絵に描かれた江戸の下町と大川のように、かつて川そのものが周辺の街並みと融けあって地域の代表的な顔として美しい風景を形成していた。



江戸期の隅田川・両国橋



江戸期の日本橋川ー1



江戸期の日本橋川ー2

4. ミズベリング・プロジェクトとは ③

高度経済成長期を経て現在に至り、多くの都市河川は効率を重視した排水路と化し、街並みからも背を向けられる状況にある。



→河川の合流点。
直立護岸が水辺とまちの融合を妨げている。



→建物が河川から背を向けている



→都市の威容を備え、河畔空間が整備されるも、
水辺にかつての賑わいはみられない。



→水辺に近づけず、まちと切り離された空間
となっている。

4. ミズベリング・プロジェクトとは ④

近年、我が国の大都市では、民間の再開発などにより都市の再構築が進められ、川や水辺を活かした都市のシンボルとなるような空間を形成する動きがある。



大規模な再開発が進む日本橋



道頓堀川の湊町リバープレイス



OAP HPより

再開発に合わせて、隣接する河畔緑地(河川・公園区域)や船着き場を一体的に整備。(大川)大阪府

4. ミズベリング・プロジェクトとは ⑤

3つのコンセプト

- ① 水辺の賢い利用 ② 積極的な民間投資の誘導 ③ 市民や企業を巻き込むソーシャルデザイン

外から中に作戦

- ・水辺に新しい関心を集める



- ・水辺に新しいアイデアを育てる



- ・新しい水辺の関係を作る

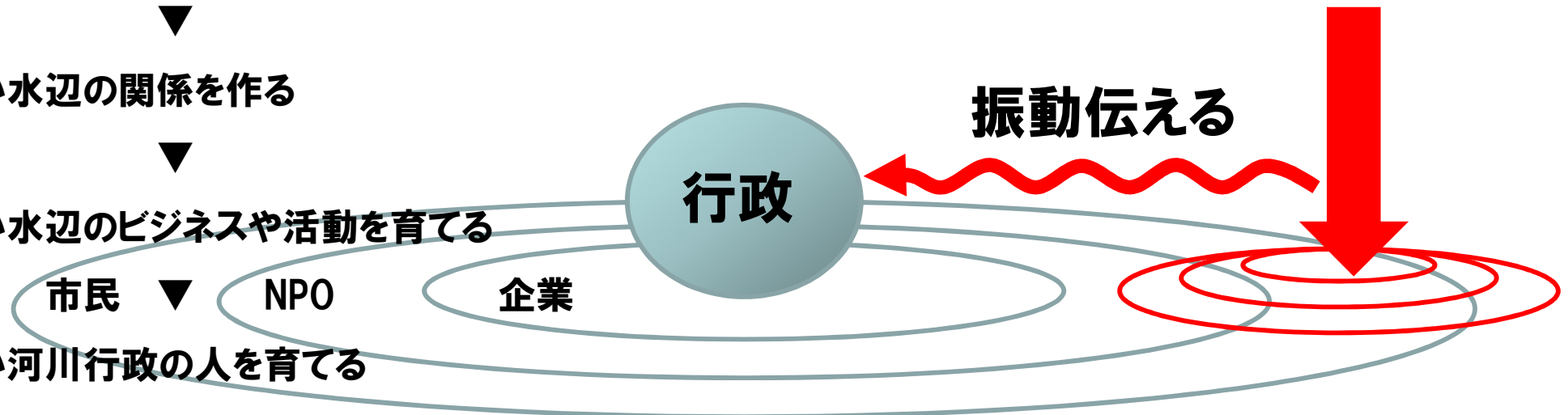


- ・新しい水辺のビジネスや活動を育てる

- ・新しい河川行政の人を育てる

ここから始める

(私が始める)

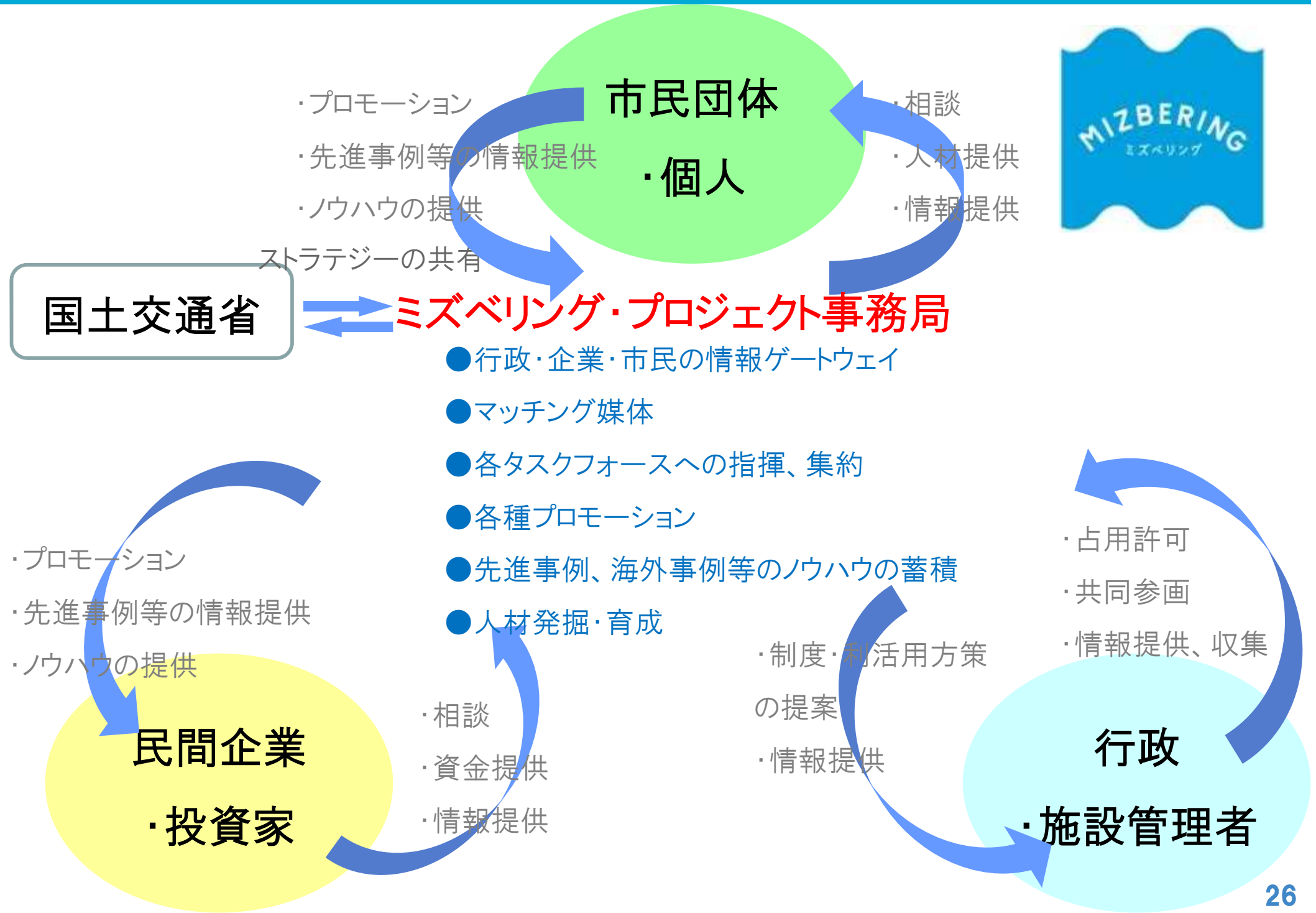


- ・水辺を楽しむ人

- ・水辺で街を変える人

- ・水辺で新しいビジネスを作る人を増やす

4. ミズベリング・プロジェクトとは ⑥



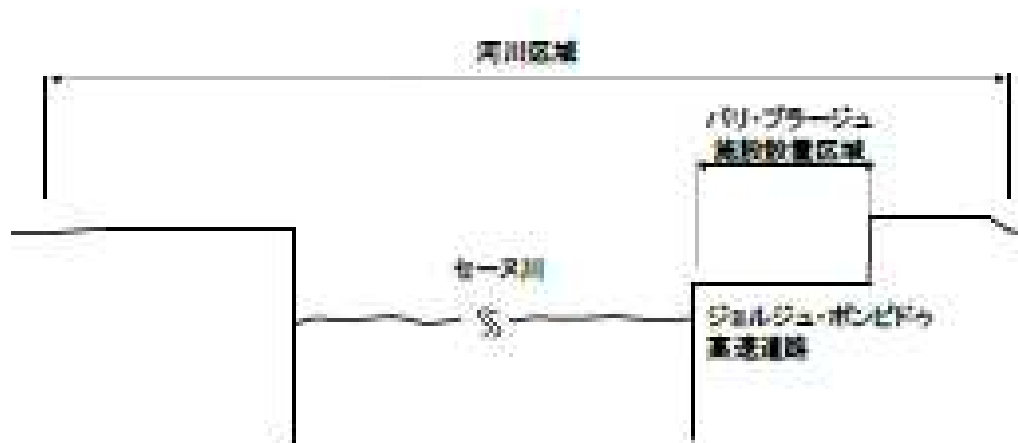
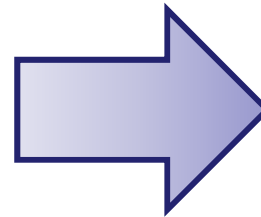
5. 海外における河川利用の事例 ①

世界の水辺利用

セーヌ川 (パリ)



普段の高速道路の様子



・夏のバカンスシーズンに高速道路の通行を止め、人工的なビーチを造成し市民に開放

・ヤシの木、ビーチパラソル、ビーチチェア、屋外のクライミング壁、屋外のカフェ、軽食スタンド、レンタル自転車、人工の砂浜、砂浜や水面を使ったカヌー、手漕ぎボート、水上レストランなど。

・入場料は無料(カフェ、レストラン、売店、アトラクション使用料等は別)

5. 海外における河川利用の事例 ②

世界の水辺利用

テムズ川 (ロンドン)



パブリックフットパス(テムズパス)

一方、日本の河川では・・



建物は川に背を向き、人と川は分断

- ・ロンドンでは、川沿いに「テムズパス」と呼ばれる遊歩道があり、源流部から河口部まで、ほぼ川沿いに続いている。
- ・川沿いを歩けるパブリックフットパスにより、人が川と街を行き来することが可能となっている。

5. 海外における河川利用の事例 ③

世界の水辺利用

サン・アントニオ川 (アメリカ)



川を水門で区切って囲われたエリアにホテルや複合施設を建設



全米屈指の観光都市に発展



- ・オープンテラスを設置したカフェ・レストラン
- ・ホテル
- ・リバーボート 等